

## 真庭市総合教育会議運営要項

(目的)

第1条 真庭市総合教育会議設置要綱（平成27年訓令第 号。以下、「要綱」という。）第11条の規定により、当該会議の運営に関する事項を定める。

(定義)

第2条 「調整」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下、「法」という。）21条に定める教育委員会の権限に属する事務について、同法22条に定める市長の権限に属する事務との調和を図ることをいう。

2 「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行うことをいう。

(会議における協議・調整事項)

第3条 会議において調整または協議する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 大綱の策定に関する事
- (2) 学校等の施設の整備に関する事
- (3) 教職員の定数等の教育条件整備に関する事
- (4) 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携に関する事
- (5) 青少年健全育成と生徒指導の連携に関する事
- (6) 居所不明の児童生徒への対応に関する事
- (7) 福祉部局と連携した総合的な放課後対策に関する事
- (8) 子育て支援に関する事
- (9) その他真庭市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事
- (10) いじめ問題による児童、生徒等の重大事態等への対応に関する事

- (11) 通学路における交通事故死が発生した後の再発防止等に関する事
  - (12) 学校、社会教育施設等における災害発生時の防災担当部局及び福祉担当部局等との連携に関する事
  - (13) その他児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事
  - (14) その他予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項及び市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
- 2 会議は、当該予算措置が政策判断を要するような場合等、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議または調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものと解釈してはならない。

(招集手続)

第4条 会議は、市長があらかじめ協議・調整事項を定め、様式第1号により招集する。

- 2 教育委員会は、教職員定数の確保、就学援助の充実、学校への専門人材や支援員の配置等、政策の実現に予算等の権限を有する市長との調整が特に必要となる場合には、具体的な協議・調整事項を示し、会議の招集を求めることができる。
- 3 前項の場合における招集手続については、市長が招集する場合の例による。

(協議・調整事項の決定及び掲示方法)

第5条 協議・調整事項は、市長が会議の1ヶ月前までに決定し、市民にあらかじめ公表し、会議に提出するものとする。ただし、緊急を要するもの及び会議を非公開とする場合は、この限りでない。

- 2 市長は、協議・調整事項について、様式第2号により議題とともに公表し、

市民の意見を募集する。ただし、前項ただし書きの場合を除く。

3 市長は、前項による市民意見を会議で公表することができる。ただし、第1項ただし書きの場合を除く。

4 意見募集の手続きについては、この要項に定めるもののほか、真庭市パブリックコメント手続規程（平成20年告示第20号）の規定を準用する。

（意見聴取）

第6条 要綱第6条に基づき、意見聴取のために出席を求められた者は、意見を求められた件についてのみ意見を述べることができる。

（非公開とする協議・調整事項についての指針等）

第7条 いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等は、協議・調整事項を非公開とすることができる。

2 非公開の決定は、市長と教育委員会の事前の協議による。ただし、緊急を要する場合は、市長と教育長の協議による。

3 前項の事前協議は、様式第3号により協議・調整事項提案者から提出し、様式第4号により回答する。

4 前項の回答が不同意の場合には、市長が決定する。

（議事録の作成及び公表に係る実施方法）

第8条 様式第5号により会議の議事録を作成し、会議資料とともに事務局窓口及び振興局地域振興課窓口に設置、並びに市ホームページにより公表する。ただし、前条1項の場合にあつては、公表しないことができる。

（調整結果の尊重）

第9条 会議において調整が行われ、会議構成員が合意した事項については、互いに調整結果を尊重しなければならない。

2 合意しない事項については、法21条及び22条に規定された執行権限に基づき、市長及び教育委員会それぞれが判断により執行するものとする。

(要項の決定・改正)

第10条 この要項は、総合教育会議において、市長と教育委員会との合意をもって決定し又は改正する。

附 則

この要項は、平成27年4月27日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

総合教育会議 構成員 各位

真庭市長

年度第 回真庭市総合教育会議の開催について

標記の件について、下記のとおり開催します。

記

開催日時 年 月 日 時～

開催場所

協議事項

様式第 2 号 (第 5 条関係)

年 月 日

年度第 回真庭市総合教育会議の協議事項に関する意見募集について

真庭市長

標記の件について、下記のとおり意見を募集します。

年度第 回総合教育会議		
開催日時		
開催場所		
議題 1		
	協議事項	
議題 2		
	協議事項	
意見募集期間	年 月 日～ 年 月 日	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

真庭市教育委員会

教育長 様

真庭市長

真庭市総合教育会議を非公開にする協議について

真庭市総合教育会議運営要項（平成27年告示第 号）第7条により、総合教育会議を非公開にしたいので協議します。

記

非公開とする総合教育会議

年度第 回総合教育会議（ 年 月開催予定）

非公開とする協議事項

理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

真庭市長

様

真庭市教育委員会  
教育長

真庭市総合教育会議を非公開にする協議について

年 月 日付により協議のあった「真庭市総合教育会議を非公開にする協議」については、下記のとおり回答します。

記

非公開について 同意 ・ 不同意

(理由)



様式第5号（第8条関係）

年度 第 回総合教育会議議事録			
日時	年 月 日	場所	
出席者			
協議事項			
経過及び結果			
特記事項			